

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則	
第 1 章 計画の目的と方針	
第 1 節	計画の目的…………… 1-1
第 2 節	計画の概要…………… 1-2
第 3 節	防災に関する基本方針…………… 1-4
第 2 章 河内長野市の概況と災害想定	
第 1 節	河内長野市の概況…………… 1-9
第 2 節	災害の想定…………… 1-12
第 3 章 防災関係機関と市民・事業者の役割	
第 1 節	防災関係機関の業務大綱…………… 1-20
第 2 節	市民・事業者の基本的責務…………… 1-26

第 1 章 計画の目的と方針

第 1 節 計画の目的

河内長野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、市域にかかる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等に関し、市及び関係機関（市域に関係する公共的団体をいう）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって災害から市民の生命・財産・生活を守るとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の構成と内容

この計画は、総則、災害予防対策編、災害応急対策編、災害復旧・復興対策編、付編として、東海地震関連情報に伴う応急対応、東南海・南海地震防災対策推進計画編及び資料編（別冊）から構成されている。各編で対応する内容は、次の通りとする。

構 成	内 容
総則	計画の目的を明らかにし、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。
災害予防対策編	災害の未然防止対策、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策・復旧対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
災害応急対策編	大規模な地震災害、風水害、土砂災害及びその他の災害に対応するため、災害を想定しての防ぎよ措置、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。
災害復旧・復興対策編	災害発生後における、市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について基本的な計画を定める。
付編1・東海地震関連情報に伴う応急対応	東海地震関連情報に伴う社会混乱の防止につとめ、本市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する為の措置について基本的な計画を定める。
付編2・東南海・南海地震防災対策推進計画編	今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震について、本市は、地震発生時の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。このことから、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定し、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。
資料編（別冊）	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

2 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係

(1) 河内長野市総合計画との関係

この計画は、市総合計画（長期的な「まちづくり」を計画的・総合的に進めるための指針）に基づく諸施策と密接な関連性を有するものである。本市では、平成18年度から27年度までを計画期間とする第4次総合計画を策定しており、これに基づいた実施計画

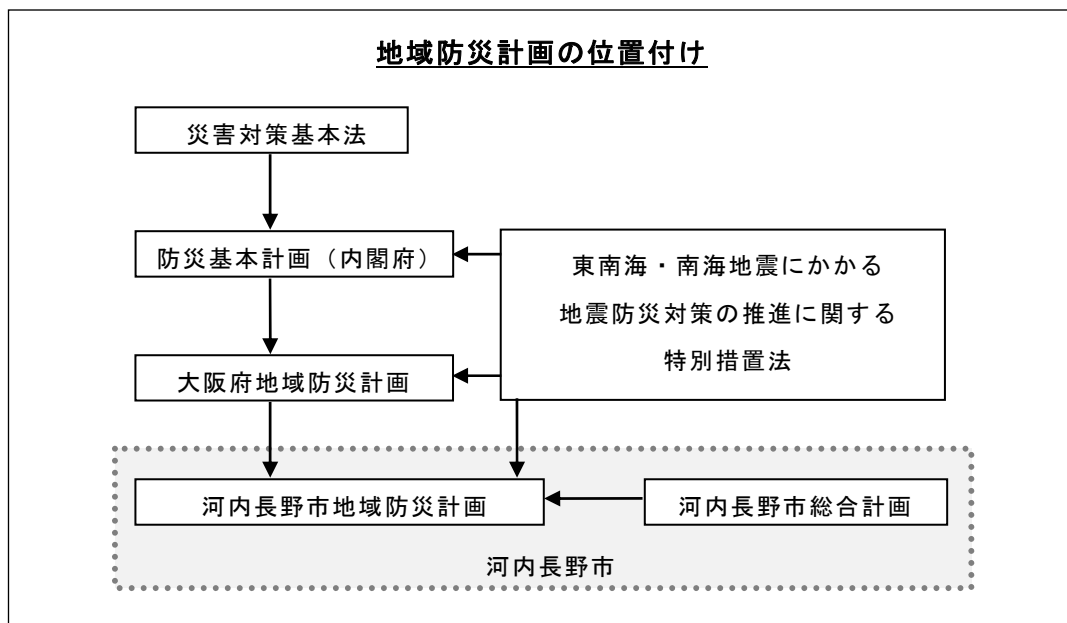
により諸施策を展開している。防災面では、基本構想における5つのまちづくりの目標の一つに「安全安心都市」を位置づけるとともに、3つの重点施策の一つ「質的充実による居住環境の魅力向上」の中で「だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり」を位置づけている。また、基本計画における「第4章 安全安心都市」において、「1. 危機管理」「3. 消防・救急救助」「4. 防災」「5. 治山・治水」などに施策体系を位置づけている。

(2) 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、府地域防災計画及び府水防計画との一貫性と整合性を有するものである。

(3) 諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法、気象業務法、災害救助法等各般の諸法令・規定に、相互に整合性が保たれているものである。



3 計画の修正と習熟

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- (1) 市防災会議は、関係機関や市民の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
ただし、組織機構及び資料編等の軽微な変更については、随時修正し、防災会議へ報告するものとする。
- (2) 市防災会議を開催し、防災計画修正（案）を審議、決定する。
- (3) 市防災会議は、修正した防災計画について災害対策基本法第42条第4項の規定により府に報告する。

(4) 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。
なお、公表の手段としては、ホームページ・広報紙等により周知するものとする。
また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとにその実現を図る。

4 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

* 条例1 河内長野市防災会議条例

第3節 防災に関する基本方針

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者は約2万人にのぼった。このような災害は、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災基本方針が必要である。

本市では、近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大と過密化、高層化、危険物の増加、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の急激な変化は、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しつつある。また、南海トラフや中央構造線における大地震、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊は、一度発生すればその被害は甚大である。特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害による大きな被害が懸念されることから、その対策が急務になっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える必要があり、防御施設の整備等を通じたハード対策とともに、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策を組み合わせる多重防御で対応することが求められる。

災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び市民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

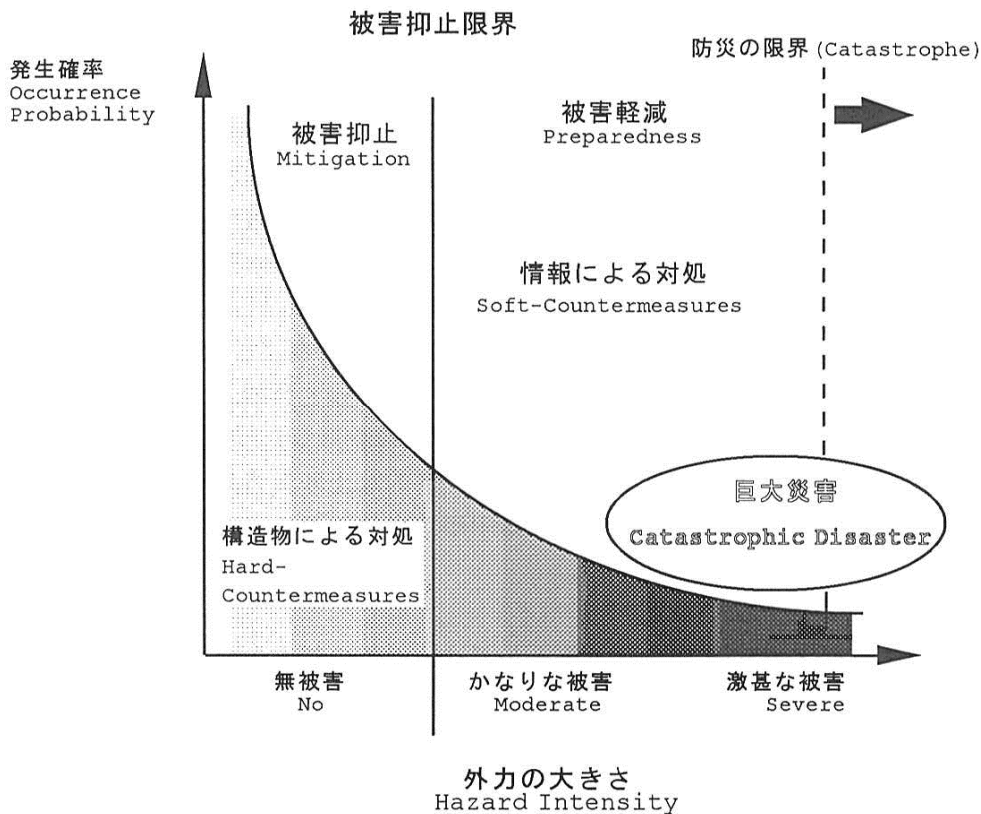
1 基本目標

市民の生命と財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保するために、防災基本方針の基本目標を次のように定める。

- ・南海トラフにおける地震による死者ゼロをめざす
- ・直下型地震による被害を最小限にとどめる
- ・風水害及び土砂災害による死者ゼロをめざす
- ・その他の災害による被害も最小限にとどめる

災害の事前対策には2つの手段が存在し、第1は被害予防を目的とした被害抑止であり、第2は被害の拡大防止と早期復旧を目的とした被害軽減である。災害に強いまちづくりの推進をめざした被害抑止は防災の基本であるが、その実現には長い時間と多くの投資を必要とする。そのため、被害が発生した場合を想定した被害軽減を図る必要がある。災害は巨大化するにつれて被害軽減策への依存度が高くなる。このような考え方に基づく基本目標の位置付けは次の通りと考えられる。

基本目標の位置付け（防災における被害抑止と被害軽減の関連性）



出典：情報システム 林春男（京都大学防災研究所公開講座（第7回））

2 行政の責務と市民の心構え

市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策に心がける。

3 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下の通りである。

(1) 災害に強い人づくり

① 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性もある。従って、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の災害時の役割は極めて重要である。そのため市は、地域及び職場等を通じて市民の防災意識の高揚を図る。また、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、市域又は市域外の災害時の防災活動力の向上を図る。

② 互助能力の向上

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また、高齢化等による避難行動要支援者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっている。市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の結成及び育成の支援など、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

③ 防災に関する調査・研究の推進

市は、国、府、その他関係機関より防災に関する情報を収集し、災害に関する科学的・総合的な調査・研究を行い、市民に積極的に公開するとともに、有効な防災施策に反映させる。また、専門家の協力を得るなどして、高度で最新の情報収集に努める。

(2) 災害に強いまちづくり

① 地震災害対策の推進

周到でかつ十分な震災予防最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行い、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる施策を推進する。

最近では、建物の堅牢化をはじめとし、都市そのものの耐震性は向上しているが、都市機能の集中や危険物等の増加等により、これまでにない地震被害が予測される。従って、市及び関係機関は、さらに都市の耐震化・不燃化の推進、避難地やヘリポート等の整備、上下水道をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等の社会基盤の整備を図る。

市民・事業者は、家屋の耐震性の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自販機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

② 風水害対策の推進

近年は大きな河川からの水害は少なくなってきたが、内水氾濫による浸水被害が発生している。市街地の拡大に伴い、今後さらに水害危険性が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、避難体制の整備等を図る。

③ 土砂災害対策の推進

本市では、市域の南部地域を中心に山地が広がっている。これらの山地は、急峻な地形や脆弱な地質からなり、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流の危険性がある。土砂災害は、発生する頻度も大きく、ハード面からの土砂災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備、孤立化に対する防災体制等のソフト面からの対策の確立を図る。

④ その他の災害対策の推進

本市におけるその他の主な災害としては、近年の都市化の進展に伴う危険物等災害、鉄道事故災害や林野火災等があげられる。これらの災害については、他の災害の対策とあわせ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

(3) 災害への適切な対応

① 初動体制の整備と役割の明確化

災害が発生した場合、市及び防災関係機関の初動体制を迅速かつ円滑に進めることがその後の応急・復旧対応に大きく関わってくる。そのため、平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるよう、職員の防災意識の向上、初動対応の習熟、初動体制の整備を図る。

市、関係機関、市民・事業者の組織のそれぞれが、「防災初動体制マニュアル」の作成等、災害時に、「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

② 地域防災計画と応援体制の充実

市は、各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

③ 防災・救助体制の整備

ア 消防施設、避難施設、医療施設などの耐震化、食糧・水・生活必需品・救助資機材・医療品等の備蓄、飲料水用貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

イ 防災無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

④ 避難行動要支援者等に配慮した防災・救助体制の整備推進

災害発生時に自力避難が困難と考えられる避難行動要支援者の安否確認を実施するため、府の示す指針に基づき市が作成したマニュアル等に則し、民生委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら避難行動要支援者の所在等の把握に努めるほか、事前に支援者を定めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づ

くりを推進する。

また、女性や高齢者、障がい者など被災者の多様な視点を取り入れ、柔軟かつ機敏に対応した防災対策を講ずる。

河内長野市地域防災計画

防災基本方針

基本目標

南海トラフにおける地震による死者ゼロをめざす

直下型地震による被害を最小限にとどめる

風水害及び土砂災害による死者ゼロをめざす

その他の災害による被害も最小限にとどめる

防災施策の大綱

災害に強い人づくり

- ・ 自助能力の向上
- ・ 共助能力の向上
- ・ 防災に関する調査・研究の推進

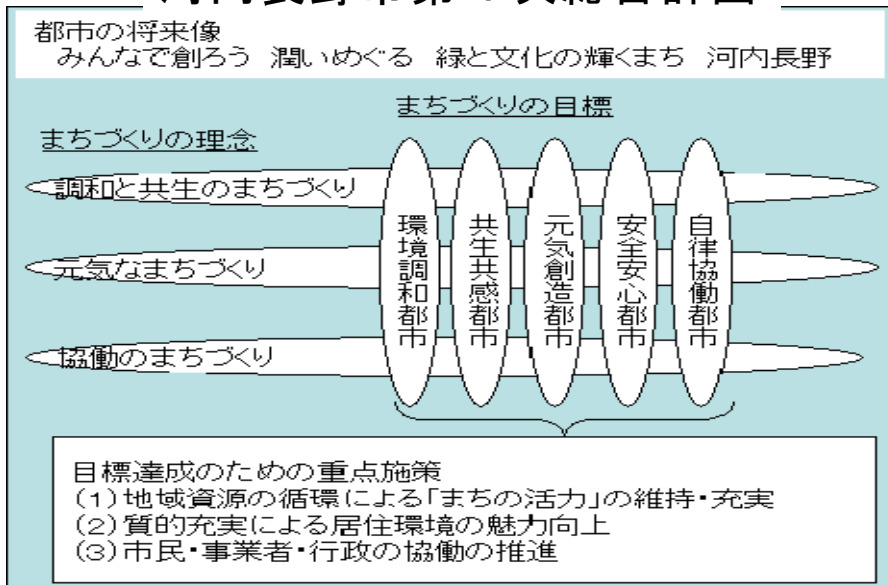
災害に強いまちづくり

- ・ 地震災害対策の推進
- ・ 風水害対策の推進
- ・ 土砂災害対策の推進
- ・ その他の災害対策の推進

災害への適切な対応

- ・ 初動体制の整備と役割の明確化
- ・ 地域防災計画と応援体制の充実
- ・ 防災・救助体制の整備
- ・ 避難行動要支援者等に配慮した防災・救助体制の整備推進

河内長野市第4次総合計画



第2章 河内長野市の概況と災害想定

第1節 河内長野市の概況

1 自然・社会的条件

(1) 地形・地質概要

本市域の地形は、中地形（中規模の地形）の単元でみると、市域南部の和泉山地、和泉山地の前面に位置する一徳防山地、市域北部に広がる南河内丘陵・石川段丘、石川谷底平野に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

① 和泉山地

本市城南端の和歌山県との境界に位置する標高700～900mの東西性の山地で、最高点は醤油谷西方の約920mである。山地の南側は急斜面を形成し、山頂部に小起伏面が認められる。岩湧山（897.2m）の北側にも急斜面が連続しており、一徳防山地との境界となっている。山地の地質は、和泉層群の礫岩・砂岩互層からなり、和泉層群の地質構造を反映した東西方向の谷や、山地を南北に流れる横谷（石川・天見川等）がみられる。

② 一徳防山地

主に領家花崗岩類と泉南酸性岩類からなる標高400～600mの山地である。和泉層群からなる和泉山地との境界は断層で接している。山頂部には小起伏面はみられず、全体として急斜面が多い。流谷・天見付近には土石流起源の山麓堆積地形が分布し、石見・天見・加賀田等の河川沿いに狭長な谷底平野がみられる。

③ 南河内丘陵・石川段丘

本市域北部には、大阪層群からなる標高100～280mの丘陵地が分布し、半固結の砂礫層からなり、その多くが宅地造成地となっている。石川下流には河成段丘が広がり、標高150～180mの上位段丘、標高130～150mの中位段丘、標高90～130mの低位段丘に区分される。段丘を構成する砂礫層の厚さは約2m程度で、段丘の縁辺部に比高10～20mの段丘崖がみられる。市街地の大部分はこれらの段丘面上に立地している。

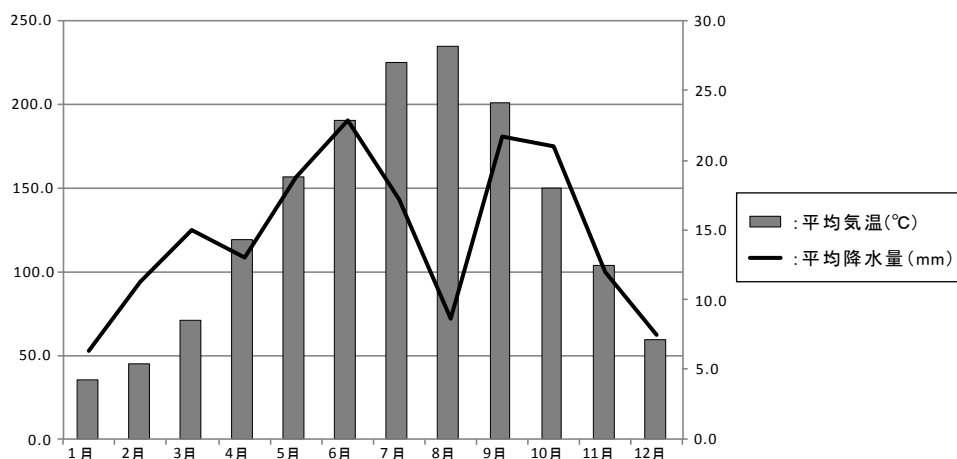
④ 石川谷底平野

本市域北端の石川の氾濫原である。平野は扇状地性であり、全体に砂礫質の堆積物からなる。

(2) 気象

本市の気象は瀬戸内式気候に類似し比較的温暖である。過去5年間（平成20年～平成24年）の年平均気温は15.9℃、最高気温は35.5℃、最低気温は-4.4℃、年平均降水量は1,458.4mmである。各月の平均気温及び平均降水量を下図に示す。（観測地点：日野浄水場）

気温と降水量（平成20年～平成24年の平均）



(3) 土地利用の変遷

本市域では、明治末頃～昭和30年代までは鉄道・旧街道に沿って市街地が発達し、水害・土砂災害等の危険性の比較的小さい段丘面が利用されてきた。しかし、昭和40～50年にかけて、急激な都市化に伴って、上位段丘面や丘陵地に対する大規模宅地造成や谷底平野の宅地化が行われ、地震災害や風水害・土砂災害を受けやすいと考えられる地域が拡大している。これは、地震災害・風水害・土砂災害がより発生しやすくなりつつあることを示している。

2 災害履歴

本市の地震災害、風水害及び土砂災害の履歴は、以下の通りである。

(1) 地震災害の履歴

本市の地震災害による被害事例は、最近では南海道地震（昭和21年12月21日）及び吉野地震（昭和27年7月18日）によるものがある。

過去には府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年など）及び濃尾地震（1891年）などの地震が発生し、本市でも少なからず影響を受けたと推定される。

(2) 風水害の履歴

本市域の大雨（集中豪雨）についての原因は、台風に伴う大雨と梅雨末期の大雨、秋の前線による大雨の3種類である。

主な風水害の概要は次の通りである。

① 室戸台風（昭和9年9月21日）

最低気圧954.4hPa、最大瞬間風速60m/sに達する大型台風が近畿地方を襲った。

② ジェーン台風（昭和25年9月3日）

ジェーン台風は9月3日午前8時45分室戸岬通過後、午後1時45分神戸付近に上陸し、舞鶴・若狭湾を通り、日本海沿岸部を北上した。

最大瞬間風速は44.7m/s、日雨量も64.7mmと室戸台風に比べると規模は小さいが、

暴風雨の続いた時間は7時間にわたり、被害を大きくした。

③ 台風第13号（昭和28年9月25日）

台風第13号は、紀伊半島南端の潮岬から紀伊半島東岸を北上し、伊勢湾から本州上を縦断し釧路沖に達するコースをとった。風速は弱かったが、降雨量が多かった。本市では、103mmの日雨量が観測されている。

④ 第二室戸台風（昭和36年9月16日）

昭和9年の室戸台風にも劣らない規模の台風であり、進路もほとんど同じコースをたどった。

⑤ 昭和42年7月9日の集中豪雨

台風第7号くずれの温帯低気圧が九州、瀬戸内海、近畿地方を通過し、梅雨前線の活動を活発化させたので、7月9日午前9時頃から西日本を中心に豪雨をもたらした。この低気圧が近畿地方に接近するのに伴い、府内でも夕方頃から降雨が一層強まり、午後5時45分に府内に対して大雨警報、洪水注意報が発表された。強雨域は午後10時まで近畿地方に停滞した。

⑥ 台風第10号（昭和57年8月1～3日）

最低気圧985.5hPa、最大瞬間風速24.7m/s、雨量209mmの規模で、府内で死者8名、負傷者4名、全壊70棟、半壊・一部破損99棟等の被害をもたらした。

⑦ 平成7年7月の集中豪雨

7月2日午後3時から7月7日午前5時の総雨量は262mmであり、7月4日午前8時に日野観測所で最大時間雨量59.5mm、滝畑の関屋橋で時間雨量67mmを記録した。本市の被害は、床上浸水15件、床下浸水48件であり、最大39人が2箇所に避難した。農林道路河川等の被害は1,000件以上に及んだ。この大雨被害では、梅雨前線が活発に活動した7月3日午前10時20分に大雨・洪水警報が発表され、7月6日までに警報と注意報との切替えが3回繰り返された。7月4日午前8時に降雨のピークがあり、多くの被害通報がもたらされた。

⑧ 台風第7号（平成10年9月22日）

中型で強い台風第7号は、9月22日午後1時には中心気圧960hPaに発達し、午後1時40分頃近畿地方のほぼ全域を暴風域に巻き込み、本市では、午後3時頃最大瞬間風速49.8m/sを記録した。雨量は台風の影響が出始めた9月21日から24日の4日間で、天見で199mmに達した。この台風により622件の公共施設や、農産物被害が101.6ha、倒木等による森林被害は271haに及び、600戸を超える住家が被災した。

(3) 土砂災害の履歴

土砂災害は、地すべり、崖崩れ及び土石流に大きく分類される。

本市は、土砂災害が発生しやすい山地・丘陵地がかなりの面積を占めるため、土砂災害による被害が過去にいくつか発生している。

昭和47年、57年及び平成7年に山地と丘陵地で崩壊及び土石流・洪水流の発生事例がある。市域の土砂災害は台風等がもたらす豪雨及び地震によって起こることが多いといえる。

(4) その他の災害の履歴

災害対策基本法に定める災害とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。過去、本市においてこれらに該当する災害履歴としては、林野火

災がある。また、過去に災害の記録はないが、近年の都市化に伴い危険物や鉄道事故等による災害が発生する可能性がある。

*資料2-1 災害履歴実態図

第2節 災害の想定

●防災アセスメントの実施

災害を未然に防止し、その被害を軽減するための施策を事前に実施する必要性が高まっている。そのため、本市では防災アセスメントを実施し、地域の災害に対する危険性をあらかじめ科学的・総合的に把握した。

●地区別防災カルテの作成

コミュニティ（住区）レベルでの災害の危険性を把握することは、よりきめ細かな対策を実施したり、地域住民の防災活動の活性化を促進する上で重要であるため、防災アセスメントの成果等を活かし、地区別の防災カルテを作成した。

●防災ガイドマップの作成（土砂・洪水編）

市域における危険箇所等について周知を図るために防災ガイドマップを作成し、全戸配布した。

1 想定災害

本市域における災害要因は、次の通りである。

(1) 地震災害要因

本市域においては、プレート型及び断層型で最も被害が大きいことが想定される地震は次の通りである。

① 南海トラフにおける地震

学者の間では100～200年の周期を持って発生することが推定されており、2050年頃までには再来が確実視されているため、一層の震災対策が望まれる。

② 中央構造線における地震

活断層による内陸型地震であり、学者の間では1000年以上の周期をもって発生するものと推定されているが、過去の活動が不明確であるため、近い将来に発生しないとはいえない。

この地震による被害は甚大なものになることが予想されるため、被害を最小限におさえるための予防対策、応急・復旧対策が望まれる。

(2) 水害要因

本市における水害の発生しやすい箇所を示す。

【内水氾濫が生じやすい箇所】

発生しやすい箇所	発生原因
低平な平野の凹所 旧河道、三角州、かつての沼沢や潟湖	<ul style="list-style-type: none"> ・低平な地盤 ・本川の洪水時に本川への自然排水が不可能となる。
都市化の進んだ丘陵地・段丘内の沖積低地 (谷底平野)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化による流出率及び流出速度の増大 ・流出水の集中

【外水氾濫が生じやすい箇所】

発生しやすい箇所	発生現象	発生原因
河道の屈曲部 (凹岸部)	堤体の洗掘	・洪水流の水衝作用
本支川の合流点付近	破堤・越流	<ul style="list-style-type: none"> ・本川水位上昇 ・本川水の逆流
河道幅の急減部 (狭さく部) 谷底低地、盆地及び河川の局所的な未改修部	破堤・越流	<ul style="list-style-type: none"> ・上流側の水位上昇 ・河川の局所的な未改修
堤防をつらぬく樋門樋管の設置箇所	破堤	漏水によるパイピング
橋梁・堰等河道を横断する工作物の付近	破堤・越流	<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚上流部での水位上昇 ・洪水流の流向変化 ・流木等による堰き上げ
水防ため池	破堤・越流	<ul style="list-style-type: none"> ・水位の上昇 ・堤防の未改修

水害による被害は、人的被害のほか、家屋・公共物の流出・浸水被害、農作物被害、交通途絶等が考えられるが、特に直接人命に関わる要因は外水氾濫であり、要水防区域における改修と気象情報等に基づく警戒・避難体制の整備が必要である。

外水氾濫については、府により、次の浸水想定区域図及び洪水リスク図が公表されている。

① 石川浸水想定区域図（平成15年4月）

水防法の規定により石川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。

② 石川浸水想定区域図（支川を含む参考図）（平成15年4月）

石川だけでなく、石川の支川（大阪府管理河川）の外水氾濫も考慮した浸水区域と浸水深を示した図であり、(1)と同様におおむね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。

③ 洪水リスク表示図（西除川：平成24年8月、石川：平成24年12月）

大阪府では、平成22年度末時点での対象河川の河道の整備状況等を設定し、10年確率降雨（概ね50mm/hr）、30年確率降雨（概ね65mm/hr）、100年確率降雨（概ね80mm/hr）及び200年確率降雨（概ね90mm/hr）の雨が降った場合に想定される河川の氾濫や浸水の状況を河川氾濫解析により算定し、現状の危険性を公表しています。

(3) 土砂災害要因

本市で発生する可能性の高い土砂災害は崖崩れ、地すべり、土石流であり、その特徴等は以下の通りである。

① 崩壊の特徴

崖崩れのうち、山地で発生しやすいのは、花崗岩地帯における豪雨型崖崩れ（表層滑落型崖崩れ）と、和泉層群からなる地域での岩盤崖崩れである。前者は遷急線付近やその下方の斜面のうち特に0次谷と呼ばれる山腹中のしわ状凹地に起きやすい。また、後者は侵食の活発な流れ盤構造の急斜面（石川上流の千石谷右岸等）で起こりやすい。一方、丘陵地末端・段丘崖等の急斜面では崖崩れが考えられ、特に河川の攻撃斜面等で起こりやすい。

② 地すべりの特徴

市域にみられる地すべりは、和泉層群に発生した岩盤すべりと、領家花崗岩類や大阪層群に発生した弧状すべりに区分できる。このうち、岩盤すべりは大規模で地すべり地形の明瞭なものが多い。また、和泉層群の流れ盤斜面にあたる石川上流千石谷右岸斜面にはクラック地形が発達しており、岩盤すべりを起こしやすい条件にあると考えられる。一方、弧状すべりは一部でやや明瞭な地すべり地形がみられる以外は全体に不明瞭かつ小規模であるが、集落周辺に位置しているものが多く、わずかな運動によっても被害を与えるおそれがある。

③ 土石流の特徴

本市の場合、土石流の多くは、豪雨時に多発すると考えられる表層滑落型崩壊を引金として発生しやすい。土石流が流出して堆積しやすいのは、溪床勾配が 3° ～ 10° の溪流沿いで、溪床幅が広く（溪床堆積物が多く）、堆積部が扇状地状にやや広がったところである。

④ 本市での特徴

本市では、「土石流危険溪流」と「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険溪流」と「地すべり危険箇所」が重なる地域がいくつかみられる。これらの地域は、いずれも人家等の保全対象がかなり集中している。防災対策上、崖崩れと土石流及び地すべりと土石流の両方に対する配慮が重要である。また、避難時等においても十分な注意が必要となる。

(4) その他の災害要因

本市で発生する可能性のあるその他の災害としては、危険物等による災害、林野火災、鉄道事故があげられる。

危険物等による災害としては、スタンド等の扱う危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物、放射性同位体の爆発・流出であり、対象としては取り扱い施設、貯蔵所、販売所及び輸送車両である。火災については、近年、建築物の耐火性は進んでいるが、異常乾燥や強風などの悪条件下における大規模火災の可能性は否めない（大規模建物火災による被害想定は地震被害想定を参照）。また、本市では、林野が人家等に迫っている地域が多いため、林野火災による被害の可能性があり、さらに、市街地を通る列車の脱線等の鉄道事故災害の可能性もある。

2	地震被害想定
---	--------

活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

【中央構造線】

- ・季節、時間帯 冬季、午後5時（平日）
- ・気象条件 晴れ、南西の風、平均風速 0.9m/s

		想定地震	中央構造線
地震の規模 (マグニチュード)		7.3	
建物総数		41,150棟	
建物被害	全壊棟数	2,710棟 (6.6%)	
	半壊棟数	11,680棟 (28.4%)	
焼失被害	出火点数	29	
	焼失棟数	3,000棟 (7.3%)	
総人口		119,810人	
人的被害	死者数	720人 (0.6%)	
	負傷者数	1,450人 (1.2%)	
	避難所生活者数	13,340人 (11.1%)	
ライフライン被害 <small>250メッシュ での最大</small>	上水道管	5箇所以上	
	下水道管	2～3箇所	
	ガス管	3箇所以上	
	電力柱	1本未満	
	電話柱	1本未満	

〔河内長野市地震被害想定調査（解析調査）：平成9年3月〕

【南海トラフ】

○ライフライン等施設被害

上水道

給水人口（人）	断水率（%）					
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	約40日後
111,028	59.2%	26.3%	24.4%	22.6%	6.1%	0.4%

下水道

処理人口（人）	機能支障率（%）				
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
93,500	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%

電力

契約軒数	停電率（%）					早期受電 困難（%）
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	
49,397	49.0%	3.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（固定電話）

加入 契約者数	復旧 対象契約数	不通契約数（%）				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
24,000	21,000	87.5%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%

通信（携帯電話）

携帯電話 基地局数	通信状況等									
	被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヶ月後	
	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク
281	87.0%	A	3.5%	-	2.4%	-	0.0%	-	0.0%	-

○交通施設被害

道路

道路総延長(km)	被害箇所数
407	31

道路閉塞率

道路幅員別延長(km)				道路幅員別閉塞率（%）			道路リンク 閉塞率（%）
5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満道 路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
159.8	202.9	26.2	388.9	0.5%	1.6%	3.4%	1.3%

○生活への影響

避難者数

1日後			1週間後			1ヶ月後			約40日後		
避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）		
避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外	
1,163	698	465	7,358	3,679	3,679	7,186	2,156	5,030	1,163	349	814

帰宅困難者数

帰宅困難者数（人）
4,088

物資

備蓄量	飲料水（ℓ）			備蓄量	食糧（食）			毛布（枚）		
	必要量		不足量 （7日間）		必要量		不足量 （7日間）	備蓄量	必要量	不足量 （7日間）
	1～3日間	4～7日間			1～3日間	4～7日間				
117,047	455,809	319,412	658,175	41,528	12,556	105,954	76,983	4,120	2,325	-1,795

医療機能（冬18時（早期避難率低））

転院患者数（人）	医療対応不足数（人）
13	0

○災害廃棄物

災害廃棄物等（冬18時）

災害廃棄物発生量（万t）				
計	揺れ	液状化	急傾斜	火災
2.0	1.5	0.4	0.1	0.0

○その他

エレベーター内閉じ込め

エレベーター設置台数	エレベーター停止台数
312	74

○人的被害・建物被害

建物被害

	揺れによる全壊棟数			半壊棟数		
	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
揺れによる建物被害	177	139	38	2,104	1,849	254
液状化による建物被害	49	49	0	107	107	0
急傾斜地崩壊による建物被害	10	8	2	15	10	5

地震火災による建物被害（1%超過確率風速）

揺れによる全壊棟数	
冬18時	夏12時
0	0

○屋外転倒、落下物の発生

ブロック塀・自動販売機等の転倒（ブロック塀）

塀件数				転倒件数				転倒率		
総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
6,476	4,486	981	1,009	1,279	699	430	149	15.6%	43.8%	14.8%

ブロック塀・自動販売機等の転倒（自動販売機）

自動販売機台数	自動販売機転倒件数	転倒率
4,084	562	13.8%

屋外落下物の発生

落下危険物を有する建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数	落下率
17,310	51	0.3%

○人的被害

建物倒壊による被害（合計 ※「揺れによる被害」と「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害」の合計）

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	7	274	26
冬18時	8	285	22

建物倒壊による被害（揺れによる被害）

	死者数			負傷者数			重傷者数		
	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
夏12時	7	4	3	189	45	144	12	2	10
冬18時	7	6	1	201	126	75	10	5	5

屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害

		死者数	負傷者数	重傷者数
屋内収容物	夏12時	0	22	6
	冬18時	1	22	5
屋内落下物	夏12時	0	23	2
	冬18時	0	23	2
屋内ガラス被害	夏12時	0	40	6
	冬18時	0	39	5
合計	夏12時	0	85	14
	冬18時	1	84	12

急傾斜地崩壊による人的被害

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	0	0	0
冬18時	1	1	0

火災による人的被害（1%超過確率風速）

	死者数				負傷者数			重傷者数		
	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め	延焼拡大時の 逃げまどい	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め
夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害

		死者数			負傷者数			重傷者数		
		ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
ブロック塀	夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	1	1	0	1	0	0
自動販売機	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
屋外落下物	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
合計	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			2			1		

揺れによる建物被害

揺れによる建物被害	
夏12時	冬12時
27	34

○参考

1) 人口（市内・浸水域）

市内全域	
夜間人口	昼間人口
12,490	92,434

2) 建物棟数

市内		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数
46,330	29,160	17,170

3) 出火件数

出火件数（冬18時）			出火件数（夏12時）		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数	建物棟数	木造棟数	非木造棟数
3	0	0	2	0	0

〔南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）〕

3 災害の発生する時間帯・季節が異なる場合の留意事項

No.	時間帯等	被害の起こる場所				
		自宅	会社	学校	多くの人が集まる場所	交通機関
(1)	夜中	○	×	×	×	△
(2)	休日の昼間	△	×	×	○	△
(3)	平日の昼間	△	○	○	△	△
(4)	平日の朝・夕	△	△	×	△	○

○：人的被害が大 △：人的被害が中 ×：人的被害が小

- (1) 阪神・淡路大震災のように、自宅での被害がほとんどである。
停電により、暗やみの中での救助活動となり、活動効率が低下するおそれがある。
- (2) 買物等外出先での被災が多くなり、帰宅困難者が多く発生する。
また、電話需要が高まり、接続状況が悪化する。
- (3) 会社・学校での被害が多くなり、帰宅困難者が多く発生する。
また、電話需要が高まり、接続状況が悪化する。
さらに、家族が分散した状態であるため、安否確認、行方不明者の捜索にも支障を来す。
しかし、勤務時間中であるため、初動対応の開始は早い。
- (4) 通勤・通学ラッシュ時には、鉄道等交通施設での被害が多く発生する。
また、夕方など火気の多い時間帯では、火災の発生や延焼による被害が増加する。
道路の混乱などにより、緊急車両の通行に支障を来す。

● その他季節の異なる場合の留意事項

- ・夏季の場合 : 暑さ対策、衛生対策、遺体の管理方法
- ・冬季の場合 : 暖房、被服等寒さへの対策
- ・渇水期の場合 : 河川水が利用できず、消火活動に支障を来す。
- ・梅雨期や長雨期 : 地すべりや急傾斜地の崩壊等への対策

- * 資料2-1 災害履歴実態図
- * 資料2-3 活断層分布図及び活断層一覧
- * 資料7-5 地区別危険物製造所等現有状況(設置許可数)
- * 資料9-4 土砂災害用語の定義
- * 資料14 地震被害想定概要

第3章 防災関係機関と市民・事業者の役割

第1節 防災関係機関の業務大綱

河内長野市地域防災計画では、本市の処理すべき事務を中心として市域にかかる府、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1. 河内長野市

① 危機管理課

- 1 災害対策本部の総合調整に関する事
- 2 被害状況の総括及び報告に関する事
- 3 災害応急対策実施状況の総括に関する事
- 4 災害救助法の適用申請に関する事
- 5 被災者生活再建支援法適用申請に関する事
- 6 防災関係機関との連絡調整に関する事
- 7 災害見舞金の支給に関する事
- 8 気象情報等に関する事
- 9 災害対策の企画に関する事

② 市民生活部

- 1 情報の収集及び報告に関する事
- 2 各部所管施設情報に関する事
- 3 初期応急情報の收受、整理及び提出に関する事
- 4 家屋調査・罹災証明に関する事
- 5 市民、企業等からの通報、苦情等に関する事
- 6 緊急現地情報収集体制の総括に関する事
- 7 情報調査員の情報の收受、調査指示及び報告並びに災害情報マップへの記入に関する事
- 8 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事

③ 健康長寿部

- 1 医療、助産及び救護に関する事
- 2 救護班編成要員の派遣に関する事
- 3 感染症対策に関する事
- 4 避難行動要支援者の避難支援に関する事
- 5 避難行動要支援者に対する福祉サービスに関する事
- 6 救護班編成等のための情報収集に関する事
- 7 救護所に関する事
- 8 救護班編成及び医療助産に関する事
- 9 府、災害拠点病院、日本赤十字社等への応援要請に関する事
- 10 福祉施設の被害調査に関する事
- 11 義援物資の受入れ・保管・配分に関する事
- 12 福祉避難所の運営に関する事
- 13 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事

④ 子ども・福祉部

- 1 福祉施設利用者の安全確保に関する事及び所管福祉施設入所者の避難に関する事
- 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事
- 3 避難行動要支援者に対する福祉サービスに関する事
- 4 福祉施設の被害調査に関する事
- 5 幼児の安全確保に関する事
- 6 保育施設等の被害調査に関する事
- 7 義援金の受入れ・配分に関する事
- 8 義援物資の受入れ、保管、配分に関する事
- 9 被災者生活再建支援法に関する事
- 10 福祉避難所の運営に関する事
- 11 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事

⑤ 産業経済部

- 1 農地災害対策に関する事
- 2 森林の災害対策に関する事
- 3 山地災害状況の把握に関する事
- 4 応急救助用食糧の確保、調達に関する事
- 5 災害時の緊急物資（生活必需品）の調達に関する事
- 6 農作物及び家畜の防疫に関する事
- 7 被災企業等に対する融資等の対策に関する事
- 8 農道、農業用水路、ため池等の農業用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
- 9 林道等、林道用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
- 10 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事

⑥ 環境共生部

- 1 災害時の遺体の収容・安置及び火葬に関する事
- 2 災害時における公害に関する事
- 3 各地区内の環境衛生に関する事
- 4 清掃関連の情報収集に関する事
- 5 被災地域のごみ、災害廃棄物等の応急処理に関する事
- 6 清掃関係施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事
- 7 被災地域のし尿の処理に関する事
- 8 愛玩動物の収容に関する事
- 9 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事

⑦ 都市づくり部

- 1 木造密集市街地の整備促進に関する事
- 2 救援物資等の緊急輸送に関する事
- 3 建築物の応急修理に関する事
- 4 応急仮設住宅の建設に関する事
- 5 公共土木施設等の二次災害の防止に関する事
- 6 住宅相談に関する事
- 7 道路、橋梁等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
- 8 道路交通情報の収集に関する事
- 9 国、大阪府富田林土木事務所、警察との連絡調整に関する事
- 10 道路交通規制に関する事
- 11 重機、資機材、要員等の手配に関する事
- 12 市庁舎、消防庁舎、避難所等の防災拠点施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関する事

- 13 災害復旧建築についての指導に関する事
- 14 開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧にかかる指導に関する事
- 15 河川等の被害状況の調査、報告及び応急復旧に関する事
- 16 河川の二次災害の防止に関する事
- 17 土砂災害の被害状況の調査、報告に関する事
- 18 被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関する事
- 19 公園施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事
- 20 市営住宅の被害調査、安全確認及び応急復旧に関する事

⑧ 上下水道部

- 1 水道事業継続計画の整備に関する事
- 2 水道施設の耐震化事業の推進に関する事
- 3 応急給水、応急復旧資材の整備に関する事
- 4 関係機関との応援協定等に関する事
- 5 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
- 6 応急給水に関する事
- 7 断水、応急復旧状況、応急給水等の広報に関する事
- 8 関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事
- 9 下水道施設の被害状況の調査報告及び応急復旧に関する事
- 10 下水道施設の二次災害の防止に関する事

⑨ 総務部

- 1 災害対策関係予算に関する事
- 2 応急仮設住宅に関する事
- 3 建設工事業者への協力依頼に関する事
- 4 車両の調達計画に関する事
- 5 庁舎等の防災に関する事

⑩ 総合政策部

- 1 被害情報の収集・伝達に関する事
- 2 災害及び災害対策活動の記録の総括に関する事
- 3 救援物資及び緊急資機材の購入等契約に関する事
- 4 災害時における職員の服務等に関する事
- 5 災害広報に関する事
- 6 職員参集状況の把握に関する事
- 7 海外からの支援に関する事
- 8 職員動員の総括に関する事
- 9 各部・班の活動状況の掌握に関する事
- 10 職員再配置及び各部・班間の調整等に関する事
- 11 災害対策要員の確保に関する事
- 12 災害対策要員の給食、防災活動上の必需品等の調達に関する事
- 13 広報用の情報収集に関する事
- 14 避難勧告、指示等にかかる緊急広報に関する事
- 15 防災関係機関広報担当との連絡調整に関する事
- 16 報道機関への対応に関する事
- 17 災害視察者及び見舞者の応接に関する事
- 18 被災地の視察及び慰問に関する事
- 19 視察団及び陳情団の応接に関する事

⑪ 市民協働課

- 1 ボランティアの活動環境の整備に関する事
- 2 ボランティアの受入れに関する事

⑫ 会計課

- 1 義援金の保管に関すること
- 2 義援物資の受入れ、保管、配分に関すること

⑬ 消防本部

- 1 消防に関する教育及び訓練に関すること
- 2 消防資機材等の点検及び整備に関すること
- 3 消防相互応援体制の整備に関すること
- 4 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること
- 5 救助、救急、救護活動に関すること
- 6 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
- 7 消防活動要員の確保に関すること
- 8 消防団等関係機関との連絡に関すること
- 9 その他関係部局に必要な防災対策に関すること

⑭ 教育推進部

- 1 防災教育に関すること
- 2 災害時の応急教育に関すること
- 3 児童等（園児、児童、生徒）の安全確保に関すること
- 4 被災児童及び生徒の就学援助に関すること
- 5 教育施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
- 6 児童等とその家族の被災状況の調査に関すること
- 7 学用品の給与に関すること
- 8 避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

⑮ 生涯学習部

- 1 防災教育に関すること
- 2 教育施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
- 3 避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること
- 4 文化財の応急対策に関すること

⑯ 議会事務局

- 1 議員との連絡に関すること
- 2 避難所の運営に関すること

⑰ 行政委員会総合事務局

- 1 行政委員会委員との連絡に関すること
- 2 避難所の運営に関すること

2. 大阪府

① 富田林土木事務所

- ・府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧
- ・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供
- ・災害予防及び災害応急対策等にかかる情報提供及び関係機関との連絡調整

② 富田林保健所

- ・災害時における保健衛生対応

③ 南河内農と緑の総合事務所

- ・水防時防水ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供

3. 大阪府警察（河内長野警察署）

- ・ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- ・ 被災者の救出救助及び避難指示
- ・ 交通規制・管制
- ・ 広域応援等の要請・受入れ
- ・ 遺体の検視（見分）等の措置
- ・ 犯罪の予防、取り締まり、その他治安の維持
- ・ 災害資器材の整備

4. 指定地方行政機関

① 大阪管区気象台

- ・ 観測施設等の整備
- ・ 気象知識の普及・啓発
- ・ 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達

② 近畿中国森林管理局

- ・ 国有保安林・治山施設の整備
- ・ 林野火災予防体制の整備
- ・ 林野火災対策の実施
- ・ 災害対策用材の供給

③ 近畿農政局（大阪地域センター）

- ・ 応急用食料品及び米穀の供給

5. 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）

- ・ 地域防災計画にかかる訓練への参加協力
- ・ 災害派遣

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

① 日本郵便株式会社（河内長野郵便局）

- ・ 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保
- ・ 災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- ・ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備

② 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

- ・ 電気通信設備の整備と防災管理
- ・ 応急復旧用通信施設の整備
- ・ 津波警報、気象警報の伝達
- ・ 災害時における重要通信確保
- ・ 災害関係電報・電話料金の減免
- ・ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
- ・ 「災害用伝言ダイヤル」の提供

③ 関西電力株式会社（羽曳野営業所）

- ・ 電力施設の整備と防災管理
- ・ 災害時における電力の供給確保体制の整備
- ・ 災害時における電力の供給確保
- ・ 被災電力施設の復旧事業の推進

④ 各鉄道会社（南海電気鉄道株式会社・近畿日本鉄道株式会社）

- ・ 鉄道施設の防災管理
- ・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
- ・ 災害時における緊急輸送体制の整備
- ・ 災害時における鉄道通信施設の利用
- ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進

⑤ 大阪ガス株式会社

- ・ ガス施設の防災管理
- ・ 災害時におけるガスによる二次災害防止
- ・ 災害時におけるガスの供給確保
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進

⑥ 日本赤十字社大阪府支部

- ・ 災害医療体制の整備
- ・ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
- ・ 災害時における医療助産等救護活動の実施
- ・ 義援金品の募集、配分等の協力
- ・ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
- ・ 救援物資の備蓄

⑦ 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター

- ・ 医療施設の防災対策
- ・ 市域の災害時における応急医療対策

7. 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者

① 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）

- ・ 災害時における交通及び輸送対策の協力

② 河内長野ガス株式会社

- ・ ガス施設の整備と防災管理
- ・ 災害時におけるガスによる二次災害防止
- ・ 災害時におけるガスの供給確保
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進
- ・ 災害時における施設及び資機材等の提供

③ 一般社団法人大阪府LPガス協会

- ・ LPガス施設の整備と防災管理
- ・ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止
- ・ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保
- ・ 被災LPガス施設の復旧事業の推進

④ 大阪南農業協同組合

- ・ 災害時における被災農家の復旧指導及び融資対策
- ・ 市が行う農業に関する被害調査の援助

⑤ 大阪府森林組合

- ・ 災害時における被災山林の復旧指導及び各種情報の伝達
- ・ 市が行う林業に関する被害調査の援助

- ⑥ 自治会等
 - ・ 各種情報の伝達、避難者の世話、その他応急措置の補助
 - ・ 災害時における安否確認、避難支援、避難所運営
- ⑦ 一般社団法人河内長野市医師会
 - ・ 災害時における医療救護
 - ・ 傷病者の収容並びに看護
- ⑧ 河内長野市歯科医師会
 - ・ 災害時における医療救護
 - ・ 被災者に対する歯科保健
- ⑨ 河内長野市薬剤師会
 - ・ 災害時における医療救護及び公衆衛生
 - ・ 災害時における医薬品の確保及び供給
- ⑩ 社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
 - ・ 避難行動要支援者対策
 - ・ ボランティアの受入れ、人材の育成
- ⑪ 市施設指定管理者及び市庁舎管理受託会社
 - ・ 災害時における市管理施設及び市庁舎の管理業務の維持と災害対応支援
- ⑫ 危険物等関係施設の管理者
 - ・ 災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給

第 2 節 市民、事業者の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への支援、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業者の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。